

平成19年6月12日（火）

（午後3時30分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、8番 岡本君。

〔8番（岡本昌次君）登壇〕

○8番（岡本昌次君）議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。私は2件の質問でございます。まず1点目は、今度できる高野口の交流センターですけれども、その中に総務、保健、福祉を取り扱う業務の設置についてということと、もう一点は、高野口町の期日前投票所の設置についてと、この2点でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず最初の高野口地域交流センター内に総務、保健、福祉を取り扱う業務の設置についてということでございますので、このたびの私の選挙運動を通じて、橋本市高野口町の住民の大半が、高野口支所として存続を強く望んでいることを再確認できました。こうした住民の切実な願いにこたえるためにも、高野口町に住民の生活に直結した業務に対応できる総務、保健、福祉等の設置を求めます。県下で合併したすべての自治体は、住民への行政サービスの低下を来さないよう、その拠点となる支所を存続させ、住民の願いにこたえています。これが本来合併のあるべき姿であります。「それを何を勘違いしたのか、合併協議会委員、特に高野口町の委員は住民を裏切り、住民の願いを無視し、支所の廃止に賛成したのは許さない。この責任は未来永劫負わせるべきだ。」我々選挙期間中に多くの住民から何度も聞かされました。合併協議会の決定はどうあれ、新橋本市としてこうした

住民の切なる願いを無視することはできないと思います。支所を廃止し、高野口町の住民を行政から遠ざけ差別しては、橋本市はいつまでたっても一つになれないと思います。については、新設される高野口地域交流センター内に総務、保健、福祉を扱う業務の設置をすることについて、市長の考えをお聞きします。

2点目に、高野口町の期日前投票所の設置についてであります。この件についても、多くの住民から不満の声を聞きました。合併したほとんどの自治体は、有権者の投票の利便性を最優先し、複数の期日前投票所の設置を決めています。投票所の設置に要する経費等の行政側の負担は二の次で、選挙管理委員会としては、当然のことながら有権者の利便性を最優先して期日前投票所を設置しています。他の自治体が設置しているのに橋本市ではなぜ設置できないのか。他の自治体のように投票所の設置に要する費用等の行政側の負担よりも、有権者の利便性を最優先するのが選挙管理委員会の使命ではないのですか。このたびの選挙で、期日前投票所が遠いので、車いすの方や体の不自由な方で投票をやめた人もたくさんおります。選挙管理委員会はこの現実をどのように認識しているのか。選挙管理委員会は、選挙のたびに有権者に投票を呼びかけていますが、その前に有権者が投票しやすいように期日前投票所の設置が先だと思いますが、当局の答弁を求めます。

私は、このたびの選挙で、高野口の支所機能の存続と期日前投票の設置を公約にして多くの有権者の支持を得ました。有権者と約束した以上、この2件が実現するまで、私はこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思

ます。

以上をもちまして、壇上での質問を終わります。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）岡本議員のご質問にお答えいたします。

高野口庁舎内に総務、保健、福祉等に関する業務を戻すべきであるとのおただしですが、旧高野口庁舎につきましては、橋本市・高野口町合併協議会において、合併後1年をめどに廃止し、それまでの間は新市の出張所とすることが確認されています。また、新市まちづくり計画においては、合併後1年間をめどに出張所を廃止することとなる高野口町役場跡は、著しく住民サービスが低下ないように地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備し、地域住民の文化・福祉の向上のための施設として活用するとともに、あわせて証明書発行の自動交付機の設置や住民の利便性に配慮した行政サービスの向上に努めますとしています。こうした内容については、合併後の行政運営の効率化と一体性の確保を進めるため、合併協議会委員の皆さまの熟慮の末に出した結論であると考えます。また、こうした方針に基づき、地域交流センターの建設計画を立案し、建設関係の諸予算の議決もいただき、本年度中の完成に向け各種作業を進めているところであります。したがって、高野口出張所の存続と総務、保健、福祉等に関する業務を戻すことはできませんが、住民の利便性に配慮した職員の配置・対応を行ってまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会事務局

長。

〔選挙管理委員会事務局長（池田清次君）登壇〕  
○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）岡本議員のご質問にお答えいたします。

おただしの期日前投票所の増設につきましては、12月市議会定例会、また3月市議会定例会においても同様のご質問をいただき、現状のままでいかざるを得ないとお答えをさせていただいたところでございます。また、昨日にも19番 中本議員からも同様のご質問をいただきました。

選挙の投票は、指定された投票所で投票日に自ら投票に行き投票することが原則ですが、期日前投票制度は、投票日に仕事や用事、旅行などで投票所へに行けないと見込まれる場合には、告示日の翌日から投票日の前日までの間に期日前投票所で午前8時半から午後8時までの間、投票することができるというものでございます。公職選挙法では、投票日当日における投票所での投票を投票の主たるものと位置づけており、本市においても投票日当日、高野口町においては合併前と同じ11カ所の投票所を設けて、午前7時から午後8時まで、うち1カ所は午後7時まで投票を行っています。もちろん期日前投票所を増設することにより、投票所が近くなり利便性が向上するという点ではありますが、現状といたしましては、増設は非常に困難でございます。

その理由は、複数の投票所を設けた場合、現状のままでは二重に投票される可能性があるため、これの防止のためのシステムの構築が必要となりますが、その経費が1カ所増設の場合で約1,500万円と多額にのぼります。県にも補助制度についての問い合わせをしたところでございますが、今のところないということでございます。期日前投票は、署名した2重封筒に投票用紙を入れるという不在者投票と違って、投票日の投票所と同じ方式で投

票用紙をそのまま投票箱に投函する確定投票であるため、より一層厳格な投票の管理が求められております。選挙事務は複雑多岐にわたっており、投票所内で不測の事態が生じた場合にすぐに対応できる職員の配置が必要ですが、告示期間中の膨大な事務量から考えると、到底現状では対応し切れません。

選挙時のトラブルで一番多いのが、期日前投票、不在者投票でもありますので、選挙の管理執行の上で対応には万全の対策が必要となります。また地域的な面から見ますと、橋本市は橋本市役所を中心にして、半径約7km内におさまっており、地域的な均衡もとれていると考えられます。

以上の点などから、現在のところ期日前投票は市役所1階会議室1カ所で実施していくことでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君、再質問ありますか。

8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）1番の高野口地域交流センター内に総務、保健、福祉を扱う業務の設置についてでございますけれども、今、企画部長の言ってくださったことは非常に喜んでおります。これは若い方じゃなくてお年寄りの遠くから通わなならんということと、それとまた体の不自由な方、そういう方を考えてみますと、こういう地域、言えば和歌山市のようにまち中であればいいんですけども、高野口というところは山間部が非常に多いのでございますので、そういうところの利便性を考えていただけておるということを聞きまして、非常に喜んでおります。

人員の配置につきましては、現状の人員で私たちは結構だと思っております。新たに採用するんじゃなくて、今の現状の人員でこういう3つの業務のできる優秀な方を数名張りつけてくれたら、人員の配置については、今、

私は何名とは言いませんけども、今後これを課題にしていってほしいと、かように思います。

そして、2番の選挙の期日前投票のことですけれども、きのうの同僚議員も言ってくれましたけれども、私は疑問を持っておるのでございますけれども、その疑問といいますのは、合併時の事務レベルの協議や管理者間の協議の状況はどうなっているのかということと、両選管の合併時の協議の中で、1カ所であればならない、また難しい、その根拠は何かということをおは質問するんですけども、今言われましたように二重投票があるから発生しやすいということでございますと言いましたけれども、二重投票は考えようによってはできない方法があると思うんですよ。といいますのは、橋本市なら橋本市の地域によって、高野口町の方は高野口町の期日前投票所で、橋本の方は橋本の期日前投票所でやれば、そういう誤解とか不正が免れるんじゃないかと思えます。また、管理面におきましても、今、高野口のもとの役場の中でも金庫がありますので、その中に毎日入れるなり、そして時間外も、これは市で決めて一般の業務と同じような時間にさせていただいたら、超勤とかそういうものがおのずと減っていくんじゃないかと、かように思います。経費は二の次と私は言いませんが、これは住民のサービスでございますので、きのうも同僚議員が言っておりましたけれども、数字を挙げて何%と挙げましたけれども、最終的には開票の結果、新聞、ラジオ等によりまして、一番問題になるのは投票率でないかと思えます。きのうも市長もおっしゃっておりました。ナンバー2、和歌山市の次に橋本市が悪い。それはこういう利便性に欠けているからではないかと、かように思います。

今、聞きましたけれども、1,500万円という

金はかかりますけれども、1,500万円の中で私の言うた時間を短くするとか、そういう難問を、もとの町は町、市は市でやれば、これはもう弊害もないのじゃないかと思います。これは住民のサービス、合併のときに、この協議の中で私は聞きましたけれども、半径7キロというのは全国的に法的に定まった半径じゃないと思います。これはただ合併協議会の中で決めたものだと思います。これらも解消していただきたいと思います。

それと、管理者間の両選管の合併時の協議の中で、事務レベルと管理者間の協議、私たちはこういうことは一切今まで聞いておりません。これはそういうふうな事務レベルでやってる場合と管理者間の中でやっている場合とがありますので、これらの中でこういうふうに決まったということでございますけれども、これはあくまでも私は、合併協議会は尊重して1年後に廃止、これは認めます。その中で1年も過ぎて1年3カ月になりましたけれども、私は新たに住民の声としてこれをもとに戻してもらいたい。これは常時じゃないのでございますので、この点をもう一度、そうしていただけるかいただけないか、お願いいたします。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君、再質問の質問の仕方なんですけれども、1番から2番に行ったり2番から1番に行ったりしていますので。

○8番（岡本昌次君）えらいどうも済みません。1番の交流センターのやつは終わりです。

○議長（中上良隆君）よろしいですか。

○8番（岡本昌次君）そして、2番の期日前投票所の件についてでございますけれども、早く言えばもとへ戻してもらいたいと。今の答弁では1カ所だと、難しいと、それは二重投票にもなるということを知りましたけれども、それは私の今言ったやり方にやっっては、

そういう問題が起こらないのじゃないかということ、それをいっぺんお聞きしたいと思えます。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（池田清次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）ただ今、質問いただきました点でございますけれども、結局ほかの合併した市町でできてなぜ橋本市でできないのかというところあたりからご説明をさせていただきたいと思うんです。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、管理運営の面での問題とか、それから地域的な状況の面とかいうのがございます。管理運営の面では、設置場所、それから投票箱の保管管理、それから短期間の膨大な事務量、それから投票所運営の体制、それから二重投票の防止策と財政などの問題がありますけれども、中でもまず第1は設置場所と運営体制でございますが、これを見ても現状は現時点ではとても困難な状況であるということでございます。

現在、県内の合併後に旧の自治体に期日前投票所を設置している自治体を見ますと、本庁に対しまして分局、行政局、支所などを設置しておりまして、本庁に対して同程度の機能があって、職員数についても相当の人員が配置されておりまして、選挙担当の職員も配置をされております。そのため、期日前投票所の運営についても、すべてそこで対応していると、そういう状況でございます。また、ほとんどの自治体におきましても、二重投票の防止のためのシステム、これも導入をいたしております。選管といたしましても、これらの市町と同じような同程度の体制は最低必要だというふうに考えてございます。

また、地域的な面でございますけれども、

橋本市役所の位置につきまして、旧橋本市、旧高野口町の全域を市役所を中心にして見た場合に、半径7km以内におさまって、他の合併市町と異なり地域的にもバランスがとれているというふうに考えております。

これらの点を踏まえまして、旧町の選挙管理委員会と旧市の選挙管理委員会が慎重に協議をいたしまして、その上で合併後は市役所庁舎1カ所で期日前投票を行うということで決したものでございます。

先ほどおっしゃってございました、二重投票の防止のためにそういうシステムを設ける必要はないんじゃないかというご質問でございましたが、それは恐らくは各地域ごとに名簿を分けて、それぞれの地域限定で投票を行ってはどうかということだろうと思います。しかし、これはあくまでもそういうふうにもできますよということでありまして、これは地域的に一体性がなくて、お互いにあまり交流も少なく距離的にも離れた地域の場合は、こういう地域限定による投票も考えられんことはないというふうに思います。私の知る限りでは、みなべ町が合併による設置選挙のときに、南部川村と南部町で名簿を分けて1回選挙を行ったというのは聞いてございます。みなべ町も2カ所で行ったのはこの設置選挙のときだけでございまして、現在では1カ所で期日前投票を行っておられます。また、かつらぎ町におけます旧花園村の場合でも、本庁でも支所でもどちらでも投票が可能という体制をとっておられます。また、串本町においても、本庁でも支所でもどちらでも投票が可能と、そういう体制をとっておられます。

本市の場合のように、旧町・旧市の地域経済の交流が非常に活発で、極めて一体性のある地域の場合は、地域限定をすることは混乱

を招くこととなりますので、投票の地域限定はできないと考えてございます。両方で投票できることが必要でありまして、投票の管理執行の面からも期日前投票システムの導入というのは必須であるというふうに考えてございます。この導入の経費に約1,500万円の経費がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）よその地区でできて橋本市ができないというのは、これはナンセンスじゃないかと思います。これらを踏まえて再度検討する余地はございませんでしょうか。お聞きします。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（池田清次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）再度検討するあれはないかというおただしでございすけれども、この期日前投票所の設置につきましては、合併の前に両市町の旧の選挙管理委員会の委員さん方、もちろん事務局もそうですけれども、研究・調査をいたしまして、その結果、橋本市役所1カ所としたところでございます。現在のところ再検討をする考えはございません。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）何度も申してもこういう結果が出てきますけれども、これらは今後、私たちとしても再度提案したいと、かように思っております。いろいろと検討もまたしていただきたいと思っておりますので、それを念頭に持って私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中上良隆君）これをもって、8番 岡本君の一般質問は終わりました。